

5トン未満クレーン運転業務特別教育(学科)案内 (法定9時間 **1日コース**)

つり上げ荷重0.5トン以上5トン未満のクレーン(移動式クレーンを除く)の運転業務に労働者を従事させる時は、事業者は従事労働者に対して労働安全衛生法第59条第3項で定める「特別教育」を行うことが義務付けられております。当協会では、事業者に代わり本特別教育を開催いたしますので、運転業務に従事している方で未教育の方、あるいは従事予定の方の受講についてご案内申し上げます。

なお、玉掛技能講習修了者も本クレーンの運転業務を行う時は、本特別教育を行う必要があります。

記

1 日時・会場 (開始時刻5分前までに着席)

日時 : 令和6年5月10日(金) 午前9時～午後 7時40分

過去には2日間かけて行っていましたが、現在は1日で終わります。

会場 : 清水テルサ

2 特別教育(学科)の科目

「クレーンに関する知識」、「関係法令」等の法定4科目

なお、講義を遅刻、早退した場合は、当該科目は未修了となりますのでご注意ください。

3 受講料(消費税、テキスト代含む)

清水協会員 : 13,500円 **それ以外の方 : 14,500円**

4 申込方法

(1)受講申込書に所要事項を記入の上、受講料を添えて、受講日の2週間前までに当協会(清水労働基準協会)へお申し込み下さい。引換えに受講票をお渡します。

(2)協会窓口での申込みが困難な方は、申込書をFAXでお送り下さい。申込書の内容等を確認後、振込銀行口座等を記載した文書をお送りします。振込確認後、受講票をお送りします。

※ 振込手数料、受講票、領収書の返信用封筒及び郵送料は申込者でご負担願います。

(3)申込後の取消しは、開催日の7日前までに受講票、領収書を返却された場合に限り受講料をお返しします。また、受講者の変更は開催日の7日前までにご連絡下さい。

5 修了証の交付

受講者には「5トン未満クレーン運転業務特別教育(学科)修了証」を交付します。また、事業所には、「5トン未満クレーン運転業務特別教育(学科)修了証明書」を交付します。

6 持参するもの (テキストは会場でお渡しします) 受講票、筆記用具

※昼食は各自でご用意ください

7 実技教育

事業所においてクレーンの運転(重量確認、荷のつり上げ、定められた経路による運搬、荷の卸し)で3時間、クレーンの運転のための合図(合図の方法)で1時間、計4時間の実技教育を実施する必要があります。

8 受講の申込・問合せ

清水労働基準協会(静岡市清水区万世町2-7-4) TEL・FAX 054 (351) 4584

(申込コピー可)

5t未満クレーン運転業務特別教育 申込書

講習日 月 日

受講者氏名	生年月日	現住所
ふりがな	昭和・平成	〒
	・	
	・	
ふりがな	昭和・平成	〒
	・	
	・	
ふりがな	昭和・平成	〒
	・	
	・	
ふりがな	昭和・平成	〒
	・	
	・	

令和 年 月 日

事業所の名称

〒

所在地

電話番号

FAX番号

担当者部署名

担当者氏名

会員非会員の別 清水協会員 ・ その他 (○をしてください)

清水労働基準協会 御中

※ 個人情報の取扱いについて・・・ご記入いただいた個人情報につきましては、当協会が責任を持って管理し、申込いただいた講習・教育の実施のためのみに使用いたします。

※受講料支払予定日を必ず記入して下さい。

月 日 支払予定 (振込・持参)